

令和3年度

# 隠岐の島町定住促進体験事業補助金 事業者募集について



## ●事業趣旨

隠岐の島町では、隠岐の島町内で定住促進や関係人口創出に資する事業を実施する団体等に対し、開催に必要な経費の一部を支援しています。

## ●交付対象者

補助金の交付対象者は、民間団体やグループ、NPO法人、商業法人、企業組合、農事組合法人、営農組合等で以下の要件を備えている方です。

- ・団体としての意思決定により事業を実施し、確実な経理処理ができること
- ・団体の本拠としての事務所又は事務を行う場所を町内に有し、町内で活動する団体
- ・規約等により活動目的を明文化していること

## ●対象事業

補助金の交付対象となる事業は、次に掲げるものです。

対象事業	対象経費	補助率	補助金額・上限
定住調査事業	定住促進や産業振興に資する事業の企画に要する経費。参加者の渡航費及び宿泊費等	1 / 2	1事業あたり 10万円
田舎暮らし体験事業	UI ターン希望者に対する田舎暮らし体験事業の企画に要する経費。受講料、講師謝金、教材費、会場使用料、参加者の渡航費及び宿泊費等	2 / 3	1事業あたり 20万円
関係人口共同事業	関係人口と地域住民による地域振興に資する共同事業の企画に要する経費。受講料、講師謝金、教材費、会場使用料、参加者の渡航費及び宿泊費等	2 / 3	1事業あたり 20万円

## ●募集期間

随時受付。予算がなくなり次第締め切ります。

## ●その他

制度の詳細は隠岐の島町 HP からご確認ください。※申請様式等もダウンロードできます。

【お問い合わせ】 隠岐の島町役場地域振興課定住推進係

電話 08512-2-8570 Email:chiiki@town.okinoshima.shiamne.jp

〒685-8585 島根県隠岐郡隠岐の島町下西78番地2

隠岐の島町 定住情報

検索

